

定 款

社会福祉法人 向陽会

社会福祉法人 向陽会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下『法人』という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- 1 第一種社会福祉事業
 - (イ) 児童養護施設の経営
 - (ロ) 障害児入所施設の経営
 - (ハ) 障害者支援施設の経営

- 2 第二種社会福祉事業
 - (イ) 子育て短期支援事業の経営
 - (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ハ) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人向陽会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市皆与志町1779番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

- 第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由や理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

- 第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会・評議員会及び鹿児島市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会・評議員会に出席して監査結果を報告し、かつ意見を述べるものとする。

(職員)

- 第 12 条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下『施設長』という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第 13 条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 4 評議員会に議長を置く。
 - 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
 - 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
 - 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

- 第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表記載のとおり財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、鹿児島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

- 第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

- 第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

- 第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
 - 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

- 第 24 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第 25 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

- 第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第 27 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域医療・福祉ステーションひまわり病院の経営

(2) 指定居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 28 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第 29 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 30 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 31 条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、鹿児島市長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第 32 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、鹿児島市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島市長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 33 条 この法人の公告は、社会福祉法人向陽会の掲示場に掲示するとともに、官報及び新聞に掲載し、インターネットにも公開して行う。

(施行細則)

第 34 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 青 山 恵 真

理 事 本 重 尚 雄

理 事 池 田 祐 次

理 事 種子田 秀二郎

監 事 小 牧 勇 藏

監 事 柳 田 喜八郎

※附 則

昭和39年	3月	6日	社会福祉法人向陽会設立認可
昭和55年	8月	19日	定款一部変更認可
昭和62年	3月	31日	〃
昭和63年	10月	5日	〃
平成5年	7月	22日	〃
平成6年	6月	13日	〃
平成6年	8月	26日	〃
平成7年	3月	6日	〃
平成7年	11月	27日	〃
平成10年	3月	30日	〃
平成12年	4月	14日	〃
平成13年	9月	27日	〃
平成14年	7月	8日	〃
平成15年	6月	24日	〃
平成15年	7月	18日	〃
平成16年	1月	22日	〃
平成16年	7月	2日	〃
平成17年	8月	26日	〃
平成18年	4月	5日	〃
平成18年	9月	28日	〃
平成19年	12月	5日	〃
平成20年	4月	25日	〃
平成22年	4月	1日	〃
平成22年	5月	19日	〃
平成22年	6月	7日	〃
平成23年	8月	8日	〃
平成24年	6月	12日	〃
平成25年	7月	2日	〃

基本財産内訳

取得年月日	住所	種類及び用途	筆数及び構造	地積及び床面積	附記
S54.1.1	鹿児島市皆与志町1779番地	(建物) 障害児入所施設 療養介護事業 1棟	鉄筋コンクリート造陸 屋根・合金メッキ鋼板 葺4階建	12,456.86㎡	やまびこ医療 福祉センター
		機械室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	15.10㎡	
S55.6.3		作業訓練棟1棟	鉄骨造ルーフィ ング葺平家建	137.96㎡	
H6.4.1		洗濯・乾燥室	軽量鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺平家建	92.23㎡	
H15.10.3		集塵庫1棟	軽量鉄骨造スレート葺 平家建	23.50㎡	
H25.3.25		物置1棟	コンクリートブロック造 合金メッキ鋼板葺平家建	5.91㎡	
S54.5.28	鹿児島市皆与志町1604番地2	倉庫1棟	軽量鉄骨造合金 メッキ鋼板葺平家建	111.15㎡	
H23.5.25	鹿児島市皆与志町1776番地3	児童養護施設1棟	鉄筋コンクリート 造陸屋根2階建	1,924.78㎡	たらちね学園
H6.4.1	鹿児島市皆与志町1778番地	障害者支援施設1棟	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	2,600.75㎡	みなよし療護園
					建物合計 17,368.24㎡
		(土地)			
S50.7.1	鹿児島市皆与志町1779番	宅地	1筆	11,144.04㎡	
S50.4.1	鹿児島市皆与志町1604番2	山林	1筆	730.00㎡	
S52.3.1	鹿児島市皆与志町1777番	宅地	1筆	2,502.00㎡	土地合計
S59.4.1	鹿児島市皆与志町1776番3	宅地	1筆	6,601.00㎡	24,303.01㎡
S50.7.1	鹿児島市皆与志町1778番	宅地	1筆	3,325.97㎡	

社会福祉法人向陽会定款細則

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人向陽会の事務について責任の所在を明確にし、公正かつ合理的・能率的な処理を図るため理事長の権限に属する事務について決裁の区分および手続きを定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは理事長又は専決者（施設長、副施設長という。以下同じ。）が理事長の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することを言う。
- (2) 「専決」とは、専決者がこの規則の定める範囲に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (3) 「代理決裁」とは、理事長又は専決者が不在の場合において、この規則の定めるものが代わって決裁することをいう。
- (4) 「決定」とは、施設長、副施設長（以下「決定者」という。）が、決裁に至るまでの手続き過程において、その意思を決定することをいう。
- (5) 「代理決定」とは、決定者が不在の場合において、この規程に定める者が代わって決定することをいう。
- (6) 「不在」とは、理事長若しくは専決者又は決定者が出張、病気、その他の事故等により決裁又は決定することができない状態をいう。

(効力)

第 3 条 この規則にもとづいてなされた専決及び代理決裁は、理事長の決裁と同一効力を有するものとする。

(理事長の決裁事項)

第 4 条 理事長の権限に属する事務のうち、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、すべて理事長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項に規定する理事長決裁承認事項については、別表 1 に掲げる事務を専決することができる。

(重要事項の専決事項)

第 5 条 第 5 条の規定により専決することができる者は、その専決に届する事務が次の各号の 1 に該当する場合は上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が重要であると認められるもの
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるもの
- (3) 疑義若しくは重大な紛議あるとき、又は処理の結果重大な紛争を生じるおそれがあると認められるもの
- (4) あらかじめその処理について特に指示を受けたもの

(不在代決)

第 6 条 決裁者が不在であるときは、次の表に掲げる決裁区分に応じて第 1 位代決者が、それぞれ代決することができる。

区 分	不在代決することができる者 決裁権者が不在のとき (第1位代決者)
理 事 長	第1位氏名代理者(理事)
施 設 長	副施設長(若しくは代理任命者)

(不在代決の禁止)

第 7 条 前条の規定にかかわらず事案が次の1に該当するものであるときは、代決をすることができない。ただし、上司の指揮を受けて処理できるものについてはこの限りでない。

- (1) 事案の重要度および緊急度を考慮して緊急に実施する必要がないと認められるもの
- (2) 新たな計画に関するもの
- (3) 上司があらかじめ代決の禁止について指示したもの

(報告および後閲)

第 8 条 専決を行った者は、専決した事務のうち特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して上司に報告しなければならない。

- 2 不在代決を行った者は、代決した事務の関係書類等を決裁者が不在でなくなったときにすみやかに自ら、後閲に供しまたは起案者に対して後閲に供するよう指示しなければならない。

(決裁順序)

第 9 条 事務は起案者より順次上司の決定を経て理事長また専決者の決裁を受けるものとする。

附 則

この規則は、平成12年12月1日から施行する。

平成14年 4月1日 一部改正

平成18年 4月5日 一部改正

別表 1

定款細則第4条2項に規定する理事長専決規程

(目的)

第 1 条 この定款細則は、社会福祉法人向陽会定款第 9 条第 1 項ただし書の規定により理事長が専決する日常の業務（以下「日常の業務」という。）の範囲を明らかにするとともに、その専決処分が理事長個人と特別な利害関係を有する場合の手続きを定め法人の円滑な運営を図ることを目的とする。

(日常の業務)

第 2 条 日常の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設長及び法人事務局局長を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除又は効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち別表に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額を超えないもの
- (6) 1 件 2 5 0 万円以下の基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えられても使用に耐えないと認められる取得価格 1 6 0 万円以下の物品の売却又は破棄
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者又は利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受け入れに関すること（寄付金の募集に関する事項を除く。）

(理事長が専決できない業務)

第 3 条 理事長は、前条第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 1 1 号に掲げる業務のうち法人経営に重大な影響があるものは専決を行ってはならない。

(特別な利害関係を有する場合)

第 4 条 理事長個人と特別な利害関係を有する業務の専決は、理事会において選任する他の理事が専決する。

2 前項の規定により専決を行う理事は、理事長と親族その他特殊な関係にある者であってはならない。

別表 第 2 条の (5)

契 約 の 種 類	金 額
1 施設設備の維持補修に関する工事契約	1 件 2 5 0 万円
2 施設設備の保守管理に関する業務委託契約	1 件 1 0 0 万円
3 日常的に消費する給食材料等の物品の購入に関する契約	1 件 1 6 0 万円
4 緊急を要する物品の購入に関する契約	1 件 1 6 0 万円
5 医療機器に限り緊急を要する物品の購入及び修理契約	1 件 5 0 0 万円
6 保険の加入及び切手の購入等の役務の提供に関する契約	1 件 1 0 0 万円
7 その他法人、施設及び事業の日常的な運営に関する契約	1 件 1 0 0 万円